

キャリアコンサルタント養成講座 専門実践教育訓練対象講座に指定

日本生産性本部キャリアコンサルタント養成講座は、専門教育訓練給付金対象講座に指定されました。10月開講の講座より、一般教育訓練から専門教育訓練に移行になります。

当該給付金制度をご利用いただくことで、受講料の40%までが国より支給されます。資格取得後は、プラス20%が支給されます。

名称	指定番号	訓練期間	教育訓練経費 (一般価格)	受講形態	受講開始
公益財団法人日本生産性本部 キャリアコンサルタント養成講座	481731720010	3ヶ月	367,200円 (一般)	通信+通学	講座開校日

専門実践教育訓練とは

働く方の主体的で、中長期的なキャリア形成を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。

一定の条件を満たす雇用保険の被保険者(※)(在職者)、または被保険者であった方(離職者)が、厚生労働大臣の指定する専門実践教育訓練を受講し修了した場合、本人が教育訓練施設に支払った教育訓練経費の一定の割合額(上限有り)をハローワークから支給する制度です。

支給対象者

専門実践教育訓練の教育訓練給付金の支給対象者(受給資格者)は、次の①または②に該当し、厚生労働大臣が指定する専門実践教育訓練を修了する見込みで受講している方と修了した方

①雇用保険の被保険者

専門実践教育訓練の受講を開始した日(以下「受講開始日」という)に雇用保険の被保険者の方のうち、支給要件期間が10年以上ある方

②雇用保険の被保険者であった方

受講開始日に被保険者でない方のうち、被保険者資格を喪失した日(離職日の翌日)以降、受講開始日までが1年以内(適用対象期間の延長が行なわれた場合には最大4年以内)であり、かつ支給要件期間が10年以上ある方

※上記①、②とも、当分の間、初めて教育訓練給付の支給を受けようとする方については支給要件期間が2年以上あれば可(平成26年10月1日前に教育訓

練給付を受講した場合は、その受給に係る受講開始日から今回の受講開始日まで、通算して2年以上の被保険者期間が必要。)

支給額

専門実践教育訓練を受給している間、修了した場合、下欄の額をハローワークから支給されます。

	専門実践教育訓練の受講	資格取得後
支給額 (受講者が支払った教育訓練経費×右欄の割合)	40% [ただし、4千円を超える場合。 96万円を超える場合：96万円]	40%+20% 資格取得等をし、かつ修了した日の翌日から1年以内に被保険者として雇用された場合 [ただし、4千円を超える場合。 144万円を超える場合：144万円すでに支給した左欄の額との差額が支給されます。]

※専門実践教育訓練の受講中に支給される給付金の上限額96万円は訓練期間が3年間の専門実践教育訓練を受講した場合の上限額です。訓練期間が1年間の場合32万円、2年間の場合64万円の上限額となります。

また、専門実践教育訓練の修了後に支給される給付金の144万円についても、訓練期間が3年間の専門実践教育訓練を受講した場合の上限額となります。訓練期間が1年間の場合48万円、2年の場合は96万円の上限額となります。

受講開始日

ホームページに記載されている講座日程の第1講義目が受講開始日になります。※本講座は通信制として厚生労働省より指定を受けており、通信学習(自宅学習用)の教材については、通学講座の1日目にお渡ししております。

講座の日程につきましては、HP内「受講案内」各講座ページよりご確認ください。

受講手続き

＜受講前に必要な手続き＞と＜受講開始～修了までに必要な手続き＞がございます。

＜受講前に必要な手続き＞

専門実践教育訓練給付金の手続きは、訓練対応キャリアコンサルタントによる訓練前キャリアコンサルティングにおいて就業の目標、職業能力の開発・向上に関する事項を記載したジョブ・カードの交付を受けたあと、必要書類をハローワークへ提出下さい。

この手続きは、**受講開始日の1か月前までに行う必要があります**(支給を受けるための支給申請は、別途手続きが必要です)。

※在職者の方で、お勤めの会社から「専門実践教育訓練の受講に関する事業主の証明書」が得られる場合は訓練前キャリアコンサルティングを受ける必要はありません。そのため、ジョブ・カードも必要ありません。

受講前にハローワークへ提出する書類については、下記の教育訓練給付制度に関するホームページ（厚生労働省）よりご確認ください。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikai_hatsu/kyouiku.html

<受講開始～修了までに必要な手続き>

専門実践教育訓練の教育訓練給付金の支給申請手続は、教育訓練を受講した本人が受講中及び受講修了後、原則本人の住居所を管轄するハローワークに対して、必要書類を提出する必要があるとございます。

ハローワークへ提出する書類については、下記の教育訓練給付制度に関するホームページ（厚生労働省）よりご確認ください。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikai_hatsu/kyouiku.html

教育訓令給付制度について

- 制度の概要、申請方法、手続きについては、下記よりご確認ください。

厚生労働省ホームページ

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikai_hatsu/kyouiku.html

- 講座受講前に必要な手続きについては、下記よりご確認ください・ご相談ください。

ハローワークインターネットサービス

https://www.hellowork.go.jp/insurance/insurance_education.html

または、最寄りの ハローワーク（公共職業安定所）

※留意点

制度の利用に関しましてはご自身で手続き・申請を行なっていただく必要がございます。

認定基準を満たすように、上記のHP等で内容を良くご確認ください、計画的に後受講ください。